

| 項番 | 意見要旨 | 部会案 |
|-----------------|--|---|
| 第1部 基本的考え方 | | |
| 2 計画策定に当たっての考え方 | | |
| 1 | <p>P2「②女性の参画の状況」 2つ目の○「持続可能な開発目標（SDGs）において、2030年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており」とあるが、本記述は目標5の下位概念であるターゲット（5.5）の記述。前文や目標5に記された上位概念の記述を加えるべき。</p> | <p>P2「②女性の参画の状況」に以下の文言を追加します。 一方、平成27年に国連で決定された持続可能な開発目標（SDGs）において、「<u>すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す</u>」ことが示され、その中で、2030年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国で取組が加速されています。</p> |
| 2 | <p>ジェンダーギャップ指数を本答申の中で多数使っているが、順位を上げること自体が目的のように見られてしまう懸念がある。あくまで一つの状況を示す参考としての例示であることが分かる記述にすべき。</p> | <p>P3「②女性の参画の状況」6つ目の○を以下のとおり修正します。 ○ こうした国際社会の状況と比較すると、日本は、世界の潮流から遅れを取っている状況が見られます。<u>例えば、世界経済フォーラムが令和3年3月に発表したジェンダー・ギャップ指数2021（図1）では、日本は156か国中120位となっており、G7諸国の中では昨年に引き続き最下位となるなど、日本の女性の活躍はまだまだ十分とは言えない状況にあります。なっています。</u></p> |
| 3 | <p>P5「④コロナ禍がもたらした影響」 コロナ禍で女性の雇用者が減ったとあるが、コロナ禍で影響を受けた業種において女性が多かった状況を説明しないと、単純に女性の方が解雇されやすいというミスリードにつながる。</p> | <p>P5 ④コロナ禍がもたらした影響 3つ目の○を以下のように修正します。 ○ 雇用者数でみると、初めて緊急事態宣言が発令された令和2年4月には、前の月と比べて、男女ともに大幅に減少しており、特に<u>都内女性の就業人口割合が高い卸売・小売業や宿泊・飲食サービス業などが大きな影響を受け、女性の雇用者数が大きく減少しました。</u></p> |
| 5 国に対する要望 | | |
| 4 | <p>P9「4 計画の推進」 都の男女平等参画の進捗状況を適切に把握するための調査等を行っていくことを記載すべき。</p> | <p>P9「4 計画の推進」上段について以下のとおり修正します。 総合計画を着実に推進し、その実効性を確保するために、具体的な数値目標を設定し、<u>するとともに、都の男女平等参画の状況に関する調査等を行い、その達成状況を第三者機関において把握していくことが必要です。</u></p> |
| 5 | <p>P10「5 国に対する要望」 この計画の対象は、この案でも述べられているように、日本生まれで日本国籍を持つ人だけでなく、外国籍や海外にルーツをもつ人も含め、都内に住むすべての人が対象である。そうした人々も包含することを示すためにも、またこの計画が海外の行政担当者や研究者にも資料として活用されることも視野にいれて、一人称は避け、固有名詞で「日本の」と示す方が望ましいと考えられる。以上から、 「<u>日本の我が国の</u>男女平等参画は徐々に進んできていますが、…」と変更すべき</p> | <p>P10「5 国に対する要望」の1行目の文言を以下のとおり修正します。 <u>日本の我が国の</u>男女平等参画は徐々に進んできていますが、ジェンダー・ギャップ指数の低迷が示すように国際的には後塵を拝しています。</p> |

| 項番 | 意見要旨 | 部会案 |
|---------------------------|--|--|
| 第2部 女性活躍推進計画に盛り込むべき事項 | | |
| I ライフ・ワーク・バランスの実現と女性の活躍推進 | | |
| 6 | P 11 「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」 囲みの下段 「在宅時間の増加により家庭においても家事負担の増加や配偶者暴力等の増加が懸念されています。」の記述について、家事負担の増加など、調査結果や根拠があるものは、「懸念」でなく実態ベースで記述すべき。 | P 11 「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」囲み下から二つ目の文を下記のとおり修正します。 また、在宅時間の増加により増加する中、家庭においても女性の家事負担の増加をもたらしました。さらにも、配偶者暴力等の増加が懸念されています。 |
| (I) 柔軟な働き方の普及・定着促進 | | |
| 7 | P 12 「生活と仕事を両立できる環境づくり」 7つ目の○に「在宅勤務による男性の在宅時間の増加が女性の家事・育児負担を増加させているともいわれています。」という記述について、調査結果があるものは、「懸念」でなく、調査結果に基づいた実態ベースで記述すべき。 | P 12 「現状・課題」7つ目の○を以下の通り修正します。 一方で、急速なテレワークの普及による課題も指摘されています。自宅の通信環境の整備、労務管理のあり方、はんこレスの推進等、定着に向けた課題が浮き彫り鮮明となりました。また、都が実施した令和3年度男性の家事・育児参画状況実態調査によると新型コロナウイルス感染症拡大以前と比べ男女とも在宅勤務は増加しましたが、男性の家事・育児時間は大きな変化が見られず、女性の家事・育児時間は増加しています。在宅勤務による男性の在宅時間の増加が女性の家事・育児負担を増加させているともいわれています。 |
| 8 | P 15 「生活と仕事を両立できる環境づくり」 働き方改革について、これまでも取り組んできたが、働き方改革をさらに進めるべきデータが出ている。これまで以上に取り組むという記載のトーンにするべき。 | P15 <取り組みの方向性> 2つ目の○を以下のとおり修正します。 ○ 男女ともに育児、介護などのライフイベントが訪れた際にも家庭と仕事を両立できる職場環境の整備や育児・介護等の休業取得についての一層の促進を図る必要があります。 |
| 9 | P 15 「生活と仕事を両立できる環境づくり」 女性を男性並みに働かせるのではなく、男性の長時間労働を減らして、生活と仕事を両立させていく必要性を記述すべき。14ページ「都民事業者に求められる行動」に記載することが適当 | P15 <都民・事業者に求められる行動> 2つ目の○を以下の通り修正します。 ○ 休暇制度の活用促進を図るとともに、取得しやすい職場づくりに努めるなど、男女ともに結婚、出産・育児、介護と仕事の両立を支援する仕組みづくりが必要です。 |

| 項番 | 意見要旨 | 部会案 |
|----------------------------|--|--|
| 4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止 | | |
| 10 | <p>P 37 「4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止」 「取組の方向性」に、 ハラスメント行為は人権侵害であることを明記すべき</p> | <p>P 37「取組の方向性」1つ目の○に以下の文言を追加します。 ○ ハラスメント行為は被害者たる相手の尊厳や人格を傷つける社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するため、普及啓発や相談体制の充実などが必要です。</p> |
| 6 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援 | | |
| 11 | <p>P 41 「6 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援」 この計画の対象は、この案でも述べられているように、日本生まれで日本国籍を持つ人だけでなく、外国籍や海外にルーツをもつ人も含め、都内に住むすべての人が対象である。そうした人々も包含することを示すためにも、またこの計画が海外の行政担当者や研究者にも資料として活用されることも視野にいれて、一人称は避け、固有名詞で「日本の」と示す方が望ましいと考えられる。 以上から、 現状・課題 2つ目の○ 「○ 近年女性の有業率が増加傾向にありますが、日本の我が国の女性の就業パターンの一つは、…」と修正すべき。</p> | <p>P 41 「現状・課題」2つ目の○を以下のとおり修正します。 ○ 近年女性の有業率が増加傾向にありますが、日本の我が国の女性の就業パターンの一つは、結婚や出産を機に一度労働市場から離脱するという形であり、第1子出産前後に依然5割弱の女性が退職しています。</p> |

| 項番 | 意見要旨 | 部会案 |
|-------------------------|---|---|
| Ⅱ 男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ | | |
| 1 生活と仕事における意識改革 | | |
| (1) 働く意識改革 | | |
| 12 | <p>P 50 「働く意識改革」 7つ目の○「一方で、男女格差是正に向けて、管理職、役員といった指導的地位の女性を増やしていくために、女性自身も、固定的性別役割分担意識にとらわれないよう、働く場における意識を変革していく必要があります。」とあるが、意識改革が必要なのは女性だけではない。「男性」の意識改革、「マネジメント層」の意識改革についても記載すべき。</p> <p>P 51 取組の方向性についても同趣旨の修正が必要</p> | <p>P 50 「現状・課題」7つ目の○に以下の文言を追加します。 ○ 一方で、男女格差是正に向けて、管理職、役員といった指導的地位の女性を増やしていくために、女性自身も、固定的性別役割分担意識にとらわれないよう、働く場における意識を変革していく必要があります。ロールモデルが少なく、キャリアを考える機会が少ない女性に向け、ロールモデルの紹介や女性管理職の交流の機会創出などにより、女性が生涯を通じたキャリアプランを描く機会を積極的に提供することが必要です。<u>合わせてマネジメント層の意識改革により女性のキャリアを後押しする職場風土を醸成することも重要です。</u></p> <p>P 51 「取組の方向性」3つ目の○に以下の文言を追加します。 ○ 働く女性がキャリアについての意識を持ち続けられるよう、女性の意識改革を推進することはもとより男性の意識改革を推進することが必要です。<u>特にマネジメント層に向けた取組は重要です。</u></p> |
| (4) 社会制度・慣行の見直し | | |
| 13 | <p>P 61 「社会制度・慣行の見直し」取り組みの方向性 2つ目の○「固定的な性別役割分担意識等を生む表現等の是正に向けた意識啓発が必要です。」という記載について、 表現の自由を萎縮させるものではないか等の懸念があるため、誤解が生じないよう修正すべき。</p> | <p>P 61 「社会制度・慣行の見直し 取組の方向性」2つ目の○を下記のとおり修正します。 ○ 男女で取り扱いの異なる社会制度や慣習・慣行について男女平等参画の視点から見直しが必要です。 <u>○ 社会制度や慣行が固定的な性別役割分担意識等や性差に関する偏見等により男女に中立に機能しない場合には是正が必要です。を生む表現等の是正に向けた意識啓発が必要です。</u></p> |
| 14 | <p>P 61 「社会制度・慣行の見直し」＜都民・事業者に求められる行動＞ 「各団体内で、社会制度や慣行の見直しや、固定的な性別役割分担意識等を生む表現等の是正を検討することが望まれます。」 との記載について、 都が都民・事業者に対し表現の自由を規制しようという懸念が生じないよう修正すべき。</p> | <p>P 61 <都民・事業者に求められる行動> 2つ目の○を以下の通り修正します。 ○各団体内で、社会制度や慣行が<u>の見直し</u>や固定的な性別役割分担意識等や性差に関する偏見等により男女に中立に機能しない場合、<u>必要な見直しをすることが望まれます。を生む表現等の是正を検討することが望まれます。</u></p> |
| 15 | <p>P 60 「社会制度・慣行の見直し」現状・課題 4つ目の○について、選択的夫婦別姓の制度が無いことで生活だけでなく「仕事」にも支障がある旨記述すべき。</p> | <p>P 60 「現状・課題」4つ目の○を以下のとおり追加します。 ○ 家族に関する法制については、婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことが婚姻後の生活や<u>仕事</u>の支障となっているなど、様々な意見があります。</p> |

| 項番 | 意見要旨 | 部会案 |
|--------------|--|---|
| (1) 学校での男女平等 | | |
| 16 | P 64「(1) 学校・教育の充実」〈都に求める取り組み〉 1つ目の○「多様な性に係る教育」について、学習指導要領を踏まえた文言に修正すべき | P 64 <都に求める取組> 1つ目の○を以下のとおり修正します。 ○学校において、個性を伸ばす教育を実践し、男女平等参画の考え方を身につけた児童・生徒を育成する必要があります。また、性には多様性があり、互いに尊重し合うことが大切であることを踏まえ、 教員が日々の指導を行っていく必要があります。から児童・生徒の発達段階に即して正しく理解できるようにしていく必要があります。 |
| 17 | P 64「(1) 学校・教育の充実」〈都に求める取り組み〉 3つ目の○「男女とも一人ひとりが望ましい勤労観・職業観を身に付けるとともに、主体的に進路を選択決定する能力、態度を育む必要があります。」 と言う記載は原文の『望ましい』とは誰にとって望ましいのか不明瞭なため、「性別に捉われない」の方が適切。 | P 64 <都に求める取組> 3つ目の○を以下のとおり修正します。 ○男女とも一人ひとりが性別に捉われない望ましい勤労観・職業観を身に付けるとともに、主体的に進路を選択決定する能力、態度を育む必要があります。 |
| 18 | P 62~64「(1) 学校・教育の充実」 都立高校の入学者選抜における男女別定員を廃止し、男女合同による入学者選抜としていく姿勢をより強く明記すべき | P 62 「現状・課題」6つ目の○を以下のとおり修正します。 都立高校の入学者選抜では、全日制普通科（学年制）において男女別定員を設けているため、男女間で合格最低点に差が生じています。このため、募集人員の1割について、男女合同の総合成績により合格者を決定する緩和措置策を、 令和3年度入学者選抜においては対象校110校のうち42校で実施しています。一部の学校で実施しています。 P 64 <都に求める取組> 5つ目の○を下記のとおり修正します。 都立高校において、より男女平等な入学者選抜を目指すことが必要です。 中学校の進路指導に与える影響が大きいこと等を考慮しつつ 、緩和実施校の規模や緩和率の拡大に取り組み、その結果を踏まえて、男女合同による入学者選抜への移行見直しを進める必要があります。 |

| 項番 | 意見要旨 | 部会案 |
|---------------------|---|--|
| (4) 多様な学習・研修の機会等の提供 | | |
| 19 | <p>P 68「(3) 多様な学習・研修機会等の提供」 「現状課題」に多様性の例示として、「性的指向」「性自認」を示すべき。 「現状・課題」で、「共生意識も必要となります。」と述べているので、取組の方向性の記述は「共生意識も必要です。」では不適切。 以上から、 「○ また、誰もが意欲と能力に応じて多様な生き方が選択できる社会を実現するためには、性別・<u>性自認・性的指向</u>、国籍、文化等の違いによる多様性を尊重し、受け入れる共生意識も必要となります。」 「取組の方向性」 「○ 性別・<u>性自認・性的指向</u>、国籍、文化等の違いによる多様性を尊重し、受け入れる共生意識を<u>広く育むことがも</u>必要です。」 と修正すべき</p> | <p>P 68 「現状・課題」3つ目の○を以下のとおり追加・修正します。 ○ また、誰もが意欲と能力に応じて多様な生き方が選択できる社会を実現するためには、性別、<u>性自認・性的指向</u>、国籍、文化等の違いによる多様性を尊重し、受け入れる共生意識も必要となります。 取組みの方向性5つ目の○を以下のとおり修正します。 ○ 性別、<u>性自認・性的指向</u>、国籍、文化等の違いによる多様性を尊重し、受け入れる共生意識も<u>を広く育むことが</u>必要です。</p> |
| 3 あらゆる分野における女性の参画拡大 | | |
| (1) 地域分野 | | |
| 20 | <p>・P 77~79「(3) 地域活動」 現状・課題で示されているデータでは、地域活動に参加する人数に男女差は見られない。地域活動で何故、女性の参画が必要なのかデータ等も使い記載すべき。合わせて男性も含め地域活動に参加できていない現状を踏まえ、取組みの方向性を記述すべき</p> | <p>P 77 「現状・課題」7つ目の○の後に以下の文を追加・修正します。 ○ <u>他方、内閣府「令和2年度 女性の政策・方針決定参画状況調べ」によると都内自治会の自治会長における女性比率は12.1%となっている等、地域コミュニティで女性の意思決定層の割合は低く、地域活動に多様な意見を反映するため、女性リーダーを増やしていくことも必要です。</u> P79「都に求める取組」1つ目と2つ目の○を以下のとおり修正します。 ○ 地域の女性活躍を推進する団体の取組や地域で活躍する女性のロールモデルを紹介する<u>などにより、女性が少ない分野における参画を促進するとともにや地域活動における女性のリーダーを増やしていく必要がある</u>があります。 ○ 男女平等参画の視点から、<u>男女ともに幅広い年齢層男性に対しても</u>、ボランティア活動やNPO等への参加の働き掛けを行うことが必要です。</p> |

| 項番 | 意見要旨 | 部会案 |
|----------------------|---|---|
| Ⅲ 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援 | | |
| 21 | <p>P 80「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」 「多様な人々」には外国人や、生活が困窮している人々など、本項に記載しきれない人々がまだまだいる。全てを記載はできないので、そういった人たちもこの答申の中で支援すべき対象に含まれていることを記述すべき</p> | <p>P 80 囲みの文の下段を以下の通り修正します。 男女平等参画社会の実現に向けて、多様性を尊重するとともに本項に掲げる対象以外にも、困難を抱える人々、そのことに自ら声を上げられない人々を取り残すことなく、それぞれの事情に応じた取組を推進していくことが必要です。</p> |
| 22 | <p>P 92～93「性的少数者への支援」 パートナーシップ条例について都の方向性が明確になったことを踏まえ記述を改めるべき</p> | <p>P 92 「現状・課題」6つ目の○を以下のとおり修正します。 ○同性パートナーシップ制度は、令和3年10月から実施した都民等調査では、同性パートナーシップ制度について、約7割の回答者が性的マイノリティの方々への必要な施策として挙げており、性的マイノリティ当事者の人権尊重とともに、多様な性に関する都民理解の促進につながることから、都においても制度の導入検討が求められます。 P 93 「都に求める取組」○の2つ目 ○ 当事者の声や都民の意見を踏まえた把握し、同性パートナーシップ制度をの導入を在り方を検討する必要があります。</p> |